

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷二十三第

行發日一月五年六和昭

## 論叢

人稅物稅の分界並に特徵……………法學博士 神戶 正雄  
 人口密度と經濟生活……………經濟學博士 汐見 三郎  
 數學的經濟學の論理的構造の批判……………文學博士 米田庄太郎

## 說苑

米の生産地と消費地との對立……………經濟學士 谷口 吉彦  
 信用と資本……………經濟學士 中谷 實  
 國勢調査に於ける人口の概念……………經濟學士 岡崎 文規

## 雜錄

都市公企業の財政的意味……………經濟學士 大谷 政敬  
 植民的活動に於ける政治的支配に就いて……………經濟學士 金持 一郎  
 歴史哲學に就いて……………經濟學士 竹中 靖一  
 ・ルドウエル『綜合經濟學』概念……………經濟學士 桑原 晋  
 ・ムウアの

## 法令

地租法・營業收益稅法中改正法律・砂糖消費稅法中改正法律・織物消費稅法中改正法律

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

都市公企業の財政的

意味 (一)

大 谷 政 敬

一、都市公企業の意義

都市公企業の意義を規定する手懸りとして、先づヌーブ氏の Municipal Trading の吟味より初める。氏に従へば<sup>1)</sup>、「一般に地方政府の機能は、政治的、及經濟的に區別され得る。前者の機能は専ら公益に屬するものであるか、(例へば警察事務、道路、街路照明事業)或は一面向公益的であり他面特定個人に厚生を齎らすもの、何れかである、(例へば細民救護、兒童教育事業)而してこの政治的機能遂行に當つて必要とする經費は租税により支辨せられる。後者即ち、經濟的機能は、共同社會の各構成員の利益を第一義として、全體としての共同社

都市公企業の財政的意味

會の利益を圖るのではない、(例へば水道、瓦斯、浴場、火葬場の經營)……しかし同じく經濟的機能遂行の事業にても、其の事業より生ずる生産物又は用役の賣却によつて當該事業の全生産費を支辨する意圖にて經營せられる場合には、Trading enterprise (賣買企業)が明かに嚴存し、そして地方公共團體による斯様な企業の經營こそ、Municipal Trading と稱呼されるのである。而して其の地方公共團體が、經營技術上必ずしも都市當局者であることを要せないし、亦實蹟上全生産費を支辨するか何うかをも問はないのである。」とする。従つて氏のこの定義は、收益原則に基いて經營せられる地方團體の事業をも Municipal Trading の範疇に屬せしめて居ることは明である。蓋しかゝる事業は氏の所謂全生産費を支辨する意圖が前めより存することは言ふ迄もないことであるからである。斯くてこそヌーブ氏は Method to be pursued in order to ascertain the 'profits' of a municipal trading enterprise<sup>2)</sup>なる節を設けて利潤を問題とするのである。我國に於て市營事

1) Douglas Knop, Principles and Methods of Municipal Trading. PP. 1-2.  
2) Douglas Knop. ibid. PP. 126-179.

業を論ずる者の多くは、市営事業を廣狹兩義に區別して廣義に於ては都市公共團體の經營する事業凡てを含み、狹義に於ては、ヌーブ氏と同様、實費辨償の原則収益原則により經營される都市公共團體の事業であるとするのである。しかしこの定義は無批判に受け容れられるべきであらうか、この定義は何故に實費辨償の原則なり、収益原則に基きて經營せられる都市公共團體の事業をば狹義の市営事業としたるやが全く不明であり、廣狹兩意義の區分原理は、任意的、獨斷的であるといふ譏を免れないと言はなければならぬ。

抑々都市公共團體の寄與が、現經濟組織に於て有する特異な徵標は、無償乃至實費辨償の原則によりてなされる、ことにあり、かゝる寄與は私經濟には存せない處である。従てかゝる寄與を齎らす都市の事業は純粹な市営事業といふを至當と考へるのである(註一)。他方都市公共團體は、或る事業を管理經營する場合に當該事業の改良擴張費を得るため、又は例外的に都市の課税負擔重くして更に負擔を増加すること至難なる場

合に、全然収益を伴はない事業即ち、社會政策的施設(註二)の經費に充當する爲めに、一定の事業をば或る程度迄収益原則により經營せられることがある(註三)この際に於ける市営事業の經營形態は私企業のそれに類似するに至る<sup>1)</sup>。

(註一) 經濟的活動、或は文化一般にとつて最も重要な基礎の創造が問題となる際に、無償原則の適用を見る(例へば道路、河川浚渫、小學校、救濟事業の、經營の場合)<sup>2)</sup>。

辨償原則(實費の一部或は全部辨償)は、比較的重要な都市共同需要の充足が都市公共團體に依つてなされる場合に於て、當該都市施設の利用者としからざる者とを區別し、以て負擔の公平を期せんとする際、往々行はれる。茲に云ふ實費の意は事業の現状維持費を指す(例へば經濟的保護事業の經營)。

(註二) 社會政策的施設費は、都市の固有事務として、自治團體本來の收入たる租稅收入によりて支辨すべきが本則である(其の根據に就ては後段に於て明かにす)。

(註三) 収益原則は、獨占的企業を經營する場合に適用せられ、其の収益の程度は、都市財政政策上、社會政策上より種々制限せらるゝが、上位の限界は都市事業が公益關心にある以上、平均利潤にあると考ふ(例へば、土地の賣買、森林經營、電氣瓦斯事業、街路交通事業)。

1) 参照 {經營と經濟第一卷第二號小島昌太郎博士「企業と經營」  
 福田德三博士經濟學全集第二卷二五九頁以下

2) Vergl. H. Köpp., Leitfaden zum Studium der Finanzwissenschaft. S. 18.

獨逸の都市公共團體は自己の産業的企業の生産物及び用役に對して上位の價格(第五節參照)を決定することは自由であり、其の限りに於て價格率の發令は自律的である。<sup>1)</sup>

私は、上述せる如き企業形態を呈する市營事業をば都市公企業といふのである。私企業と都市公企業との異なる點は、前者の經濟行動が一に利潤觀念により支配統制されて居るに對し、後者の經濟行動の基本的要求は利潤に存せずして一に市民全體の厚生にある。換言すればかゝる市營事業の利潤は、全市民の厚生により裏付けらるゝことにより意義を有することとなる。これ蓋し企業の目標とするところ、私企業では營利的生産なるに反して、都市公企業では自足的生産なるがためである。<sup>2)</sup>(註一)

(註一) 都市公企業の利潤が全市民の厚生により裏付けらるべき理由は次に示す「リーツ氏」の言で明かであると思ふ。

「地方團體の經濟管理は、限られた人民の狹小知見を統制するのではなくつて、自由企業組織に内在する經濟的諸法則に従ふ自由企業では不充分であるときに補充的に生ずるものであり、經濟的過程が甚だ不充分であるところの凡ゆるものを保護助成する。従つて特に一定の經濟時代の、即ち資本主義時代の自治團體經濟が問題となる。公共團體經濟は只だ全體的利益關心を目標として居る。住民の特定部分に利益となる個別の方策の保護は、正に全體厚生によりて正當性を得る。<sup>1)</sup>

## 二、財政的意味

上に述べ來つた如き意義に於ける都市公企業は、巨額の創業費、改良維持費、擴張費を要する點に於て、將又多額の収益を齎らす點に於て、財政上重要な一聯關を有するものである。しからば此の聯關に於て該公企業は如何なる意味を有するや、以下これが考察を進めるとしよう。

現今、各國の都市政府には、収益原則に基きて經營する事業、即ち公企業と、無償乃至實費辨償の原則に於て管理經營せられる公營造物(Stadlanstalt)の二者が同時に存在する。この同時に両者が存在することは剩餘利益を齎らす公企業會計が公營造物會計に貢いで好いか悪いか、公企業の創設費は、租稅收入より補助

1) Otto Most, Die deutsche Stadt und ihre Verwaltung. S. 12.  
2) 安井英二氏著、公營事業論、七八頁及一六一頁乃至一六三頁參照  
1) Riess, Kommunale Wirtschaftspflege. S. 5—6.

すべきや、全然公債によるべきかどうか等、幾多の問題を惹き起すのである。従て是等種々の問題解決の先決要請は、公企業の財政的評價の觀點確立にある。

今、卒直にこの評價の觀點を指示すれば、原則として、公企業の利潤を以てして、一般都市行政の目的遂行の爲めの租稅的經費を、積極的にも消極的にも輕減してはならないといふのである。蓋し公企業の利用階級の負擔に於て擔稅階級の利益を庇護し、要求する何等の根據が無いからである。公企業より生ずる収益は當該企業の爲めに起債した元本の償還費、起債利子の支拂に充て、若し租稅收入より補助を受けたりとすれば、其れの元利返還に向け、乃至當該企業の改良擴張費に充てることである。斯くて以上の諸費用を支辨して尙ほ剩餘金のある場合には、該企業と利用階級を同じくする他の事業への流用、又は料金の低減を圖りて利用範圍の擴大を圖るべきである。<sup>1)</sup>

果たして各國の都市公企業は、茲に言ふ評價の觀點が保たれて居るであろうか、次にこれが討究を試みる

こととする。(六一二—六)

1) 安井英二氏著公營事業論、六七頁及七五頁乃至七六頁參照